さぬき市文化財保護協会長尾支部会則

（名　称）
第１条　本会は、さぬき市文化財保護協会長尾支部と称する。
（事務所）
第２条　事務所は、さぬき市長尾公民館内に置く。
（目　的）
第３条　本会は、さぬき市長尾地区内にある文化財の保護及び活用のため、必要な意識の高揚をはかり、地方文化の向上に資することを目的とする。
（会　員）
第４条　本会の会員は、本会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。
（事　業）
第５条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1)　文化財に関する研究調査
(2)　文化財に関する資料の作成並びに頒布紹介
(3)　文化財に関する研究会・講習会等の開催
(4)　その他本会の目的達成のための必要な事業
（役　員）
第６条　本会に次の役員を置く。
(1)　支部長１名、副支部長２名、理事 若干名、監事２名とする。
(2)　支部長、副支部長、理事および監事は役員会において選出し、総会において承認を受ける。
(3)　書記および会計は支部長が委嘱する。
(4)　役員の任期は２年とする。但し、再任は妨げない 。
（役員の任務）
第７条　役員の任務は次のとおりとする。
(1)　支部長は本会を代表し、会務を総括する。
(2)　副支部長は支部長を補佐し、支部長事故のあるときはこれを代行する。
(3)　支部長、副支部長および理事の若干名は本部の役員となる。
(4)　理事は本会の運営にあたる。
(5)　書記および会計は本会の事務及び会計を処理する。
(6)　監事は会計の監査にあたる。
（総　会）
第８条　総会は、本会の最高決議機関で年１回支部長が招集する。但し、必要に応じ臨時に総会を招集することができる。
2　総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（総会の議決事項）
第９条　総会は、次の事項を議決する。
(1)　事業計画及び収支予算に関すること
(2)　事業報告及び収支決算に関すること
(3)　本会の会則の変更に関すること
(4)　その他本会の事業に関する重要事項で、役員会において必要と認めたもの
（役員会）
第10条　役員会は支部長が招集し、その議長を努める。
2　役員会は支部長、副支部長、理事、監事、書記、会計で構成する。
3　役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
（顧　問）
第11条　本会は、役員会の推薦によって顧問若干名を置くことができる。
（会　計）
第12条　本会の経費は、会費・補助金・その他の収入をもってこれにあてる。
2　会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日までとする。
（会　費）
第13条　本会の会費は、さぬき市文化財保護協会の会費規程を準用する。
（その他）
第14条　本会則に定めのない重要な事項がある場合は、役員会にて協議し決定する。
但し、直近の総会にて報告する。

附　則
1　本会の会則の改廃については、総会の議決を要する。
2　本会の会則は、平成14年４月６日から施行する。
3　第２条「長尾公民館」への変更並びに第13条及び同条２項の「但し書き」の追加
（平成15年５月17日改正）。
4　第６条(1)、(2) の改正とこれに伴う同条(3)の追加。第７条(3)および第14条の追加、以上に伴う関係各号、番号の繰り下げ
（平成18年４月１日改正）。
5　第７条（3）に「および理事若干名」を追加する。
（平成26年４月12日改正）
6　第13条「会費」の規定を変更する。
（平成27年４月４日改正）